○固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示 (平成五年運輸省告示第七百五十七号)

最終改正 令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)及び特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法)

- 第二条 規則第十五条の二の三第一項第二号の告示で定める物質(国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。)は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。
- 2 規則第十五条の二の三第一項第二号の告示で定める物質(国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。)は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。
- 3 規則第十五条の二の三第一項第二号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書 を要する物質として告示で定めるものは、別表第二に掲げる物質とする。

附 則

この告示は、平成六年一月一日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二十七日運輸省告示第八百二十一号)

(施行期日)

1 この告示は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則(平成八年十二月二十日運輸省告示第七百三号)

(施行期日)

1 この告示は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則(平成二十二年十二月二十二日国土交通省告示第千五百二十八号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百三号)

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千百二十五号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年十二月二十七日国土交通省告示第千四百四十三号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年十二月二十五日国土交通省告示第千三百八十四号)

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当 該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質、液状化物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和二年十二月二十八日国土交通省告示第千六百号)

(施行期日)

1 この告示は令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和五年十月二日国土交通省告示第九百九十六号抄)

(施行期日)

1 この告示は令和五年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当 該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体 ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質の積載方法については、当 該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第1 (第2条第1項関係)

品	名	
日本語名	英語名	積載の方法
水酸化アルミニウ	ALUMINA HYDRATE	一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。
A		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		 五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		 イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		 七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認
		すること。
		 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		十一 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場
		合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミニウム精錬	ALUMINIUM SMELTI	一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危
又は再溶解工程か	NG/REMELTING BY-	険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示
ら生じる副生物(PRODUCTS, PROCES	第五百四十九号。以下「危告示」という。)別表第十五の
不活性物質を追加	SED	規定により隔離すること。
した水及びアルカ		二 食料及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別の船倉
リ水溶液を含む。		又は区画に積載すること。
		三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		五 雨中において荷役作業をしないこと。
		六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。

七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で4週間以上外 気に通じた状態で保管したものであることを確認すること 九 甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用 又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示するこ 十 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十一 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十二 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通 風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が 生じる場合においてはこの限りでない。 十三 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風する こと。 十四 貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その 他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止す るための措置をとること。 十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場 合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため の措置をとること。 十七 積載場所のハッチは風雨密であること。 十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混 合気体の濃度を計測するための機器(防爆型のものに限る 。)を船舶に備えること。 十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船 内に保管すること。 二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞 物を取り除くこと。 二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残 渣を可能な限り除去すること。 硝酸アンモニウム AMMONIUM NITRATE | - 熱源と別の船倉又は区画に積載すること。 系肥料 (MHB) BASED FERTILIZE 燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載する R MHB こと。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされ ている場合は、この限りでない。 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合及び当 該船舶が短国際航海(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸 省令第三十六号)第一条の二第五項の短国際航海をいう。)に従事する場合を除き、金属製の機関室隔壁と接触して

積載しないこと。ただし、船積み地を管轄する地方運輸局

長が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

四 積載場所のハッチは常時開閉できる状態とし、非常時に は開放すること。 五 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 六 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 七 雨中において荷役作業をしないこと。 八 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 九 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又 はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に 積載すること。 十一 荷役作業中、燃料油の補給を禁止すること。 十二 荷役作業中、積載場所に隣接する区画(機関室を除く 。)における、燃料油の移送を禁止すること。 十三 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示 すること。 十四 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気 を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止 すること。 十五 貨物に分解反応の生じた部位が観察された場合、速や かに当該部位に水を注入すること。 十六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止 するための措置をとること。 十七 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆 うこと。 十八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十九 航海中、非常時を除き、積載場所を通風しないこと。 二十 航海中、積載場所の貨物の温度及び空気中の酸素濃度 を計測し、記録すること。 二十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十二 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉 塞物を取り除くこと。 非結晶塊状珪酸ナ AMORPHOUS SODIUM -積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 トリウム SILICATE LUMPS 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡

		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		九 航海中、積載場所を通風しないこと。
		十 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ホウ酸	BORIC ACID	一 金属水素化物及びアルカリ金属と別の船倉又は区画に積
		載すること。
		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		四 雨中において荷役作業をしないこと。
		 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		 六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		八 航海中、積載場所を通風しないこと。
		九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
		十 洗い流す前に積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること
 褐炭ブリケ _ッ ト	BROWN COAL BRIQU	。 一 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
	ETTES	二 火薬類 (等級1.4のものに限る。)、高圧ガス、引火性液
	ETTES	体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質と、別
		の船倉又は区画に積載すること。
		三 酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に
		積載しないこと。 四 火薬類(等級1.4のものを除く。)と船首尾方向に一船倉
		又は一区画以上離して積載すること。
		五 常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。
		六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		七 船積み前、サイドスパーリングを取り除いておくこと。
		八 船積み前、船長は、貨物の性状(水分及び硫黄分並びに
		粒径)及び積載の方法を確認すること。
		九 船積み前、船長は、貨物が7日間以上貯蔵されたものであ
		ることを確認すること。
		十 船積み前、暴露甲板上の積載場所に通じる閉鎖区域を閉
		鎖及び密閉すること。
		十一 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、
		かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所(隣
		接する閉鎖された区画(積載場所と隔壁で仕切られており
		、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く
		。)を含む。)に積載すること。
		十二 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火
		の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示
		すること。

- 十三 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気 を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止 すること。
- 十四 貨物を落下させないよう、積載すること。
- 十五 貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰り を行うこと。
- 十六 貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと
- 十七 積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること 。
- 十八 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。
- 十九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
- 二十 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆 うこと。
- 二十一 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護 眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 二十二 次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計 測できるようにすること。
 - イ メタン濃度
 - 口酸素濃度
 - ハー酸化炭素濃度
 - ニ ビルジのpH値
- 二十三 航海中、積載場所を通風しないこと。
- 二十四 貨物から発生するメタン及び一酸化炭素が積載場所 に隣接する閉鎖区域に蓄積しないよう当該区画を通風し、 定期的に当該区画の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素 の濃度を計測すること。
- 二十五 航海中、積載場所に立ち入らないこと。
- 二十六 積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の 濃度を、少なくとも1日に1回以上計測し、計測記録を船内 に保管すること。
- 二十七 ビルジによりビルジウェルが腐食する危険性がある場合は、ビルジウェルに当該ビルジが蓄積しないよう措置を講じること。
- 二十八 積載場所の貨物の表面の空気中のメタン又は一酸化 炭素の濃度又は温度の上昇その他の兆候が現れた場合、船 長は、船舶所有者等にすみやかに連絡するとともに、次に 掲げる措置を行うこと。
 - イ 積載場所が密閉されていることを確認し、当該場所へ の立入り及びハッチの開閉を行わないこと。
 - ロ やむを得ず作業従事者が積載場所に立ち入った場合は 、当該場所を出た後直ちに密閉し直すこと。
 - ハ 積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃 度の計測の頻度を増やすこと。

ニ 以下の情報を船舶所有者等に提供すること。 (1) 貨物を積載する船倉の数及び貨物の量 (2) 積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の 濃度の計測結果 (3) 貨物の温度並びに計測の時刻及び方法 (4) 貨物の説明及び注意事項 (5) 船積み作業の目付及び陸揚げ予定港への到着予定日 二十九 陸揚げ直前及び陸揚げ時は、次に掲げる措置を行う こと。 イ 積載場所は、陸揚げ開始まで密閉しておくこと。 ロ 積載場所に立ち入る場合は、貨物の表面の空気中の炭 酸ガス、一酸化炭素及び酸素の濃度を計測すること。 ハ 空気中の酸素濃度が20.7%より低い積載場所に立ち入 る場合は、自蔵式呼吸具(船舶の消防設備の基準を定め る告示 (平成十四年国土交通省告示第五百十六号) 第三 十二条第二項各号に掲げる要件に適合するものをいう。)を装着すること。 三十 陸揚げ時に積載場所で貨物に高温の部位が発見された 場合は、当該部位に水を噴霧し、すみやかに取り除き、残 りの貨物から離して埠頭に置くこと。 三十一 陸揚げを8時間以上中断する場合は、積載場所のハッ チ及び通気口を閉鎖すること。 三十二 陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉 塞物を取り除くこと。 チャコール CHARCOAL 一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の 規定により隔離すること。 油分を含む物質と別の船倉又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 七 船積み前、貨物の温度が摂氏55度以下であることを確認 すること。 八 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の 指示するところにより次の事項を確認すること。 イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。 ロ 貨物が13日以上外気にさらしたものであること。 十 水分が10%を超えないようにすること。 十一 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止 するための措置をとること。 十二 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆 うこと。

		十三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼
		鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石炭	COAL	一 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
		二 火薬類(等級1.4のものに限る。)、高圧ガス、引火性液
		体類、可燃性物質類及び酸化性物質類の貨物と、別の船倉
		又は区画に積載すること。
		三 酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に
		積載しないこと。
		四 常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。
		五 火薬類(等級1.4のものを除く。)と船首尾方向に一船倉
		又は一区画以上離して積載すること。
		六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		八 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		九 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		十 船積み前、船長は、貨物の性状(水分、硫黄分、粒径、
		メタンの発生の有無及び自然発熱の有無)及び積載の方法

並びに運送方法を確認すること。

- 十一 船積み前、積載場所を清掃し、残滓(サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。)を除去すること。
- 十二 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所(隣接する閉鎖された区画(積載場所と隔壁で仕切られており、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く。)を含む。)に積載すること。
- 十三 次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計測 できるようにすること。
 - イ メタン濃度
 - 口酸素濃度
 - ハー酸化炭素濃度
 - ニ ビルジのpH値
- 十四 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示 すること。
- 十五 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、メタン濃度が十分低い場合においては、この限りでない。
- 十六 貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰り を行うこと。
- 十七 貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。
- 十八 積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること 。
- 十九 次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。
 - イ 航海開始後から24時間までの間は、積載場所の通風口 を開放することにより、貨物の表層を通風すること。
 - ロ イの作業の後、積載場所のメタン濃度を計測し、十分 低い値であれば通風口を閉鎖すること。
 - ハ 通風口を閉鎖した状態で、積載場所のメタン濃度を計 測すること。
 - ニ 航海開始から24時間以上経過した場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる措置を講じること。
 - (1) ハの計測の結果、メタン濃度が十分低い場合 通風口を閉鎖すること。
 - (2) ハ又はホの計測の結果、メタン濃度が十分低くない場合 通風口を開放した状態で、当該濃度が十分低くなるまで貨物の表面を通風すること。
 - ホ 積載場所のメタン濃度計測は、毎日行うこと。
- 二十 貨物より放出されるガスが閉鎖区域に蓄積しないよう

	<u> </u>	
		、可能な限り当該ガスを排出すること。
		二十一 閉鎖された作業場所は、以下の措置を講じること。
		イ 適切に通風すること。
		ロ メタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測す
		ること。
		二十二 積載場所において、ビルジのpH計測を定期的に行う
		こと。
		ここ。 二十三 ビルジによりビルジウェルが腐食する危険性がある
		場合は、ビルジウェルに当該ビルジが滞留しないよう措置
		を講じること。
コールタールピッ	COAL TAR PITCH	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
チ		二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
還元鉄 (A) (熱間	DIRECT REDUCED	一 火薬類(等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。)
成形されたブリケ	IRON (A) Briquet	、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類
ット)	tes, hot-moulded	及び腐食性物質(酸性のものに限る。)と別の船倉又は区
		画に積載すること。
		二 火薬類(等級1.4であって隔離区分Sのものを除く。)と
		船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。
		三防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
		四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		五 積載場所から可燃性物質を除去すること。
		六 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		七 雨中において船積みをしないこと。
		八 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハ _ッ チを閉鎖
		すること。
		九 船積み前、船長は、非常時に従うべき安全手順のほか、
		船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより
		次に掲げる事項を確認すること。
		イ 微細な(粒径が6.35mm以下の状態をいう。以下同じ。
) 貨物の重量が貨物の全重量の5%を超えないこと。
		ロ 貨物の水分が1%を超えないこと。
		ハ 貨物の温度が摂氏65度を超えないこと。
		十 船積み時、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最
		小化するための措置をとること。
		十一 貨物は残滓が加えられていない均質のものであること
		0
		十二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		十三 船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること
		° 十四 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風
		雨密であること。
		十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止
		し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措

置をとること。 十六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示 すること。 十九 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合 は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留 意した安全措置をとること。 二十 貨物の表層以外の通風をしないこと。機械式通風装置 を用いて上記の通風を行う場合は、防爆型の送風機を用い ること。 二十一 積載中、貨物を外気にさらさないこと。 二十二 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレ ームアレスタを装備すること。 二十三 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止 するための措置をとること。 二十四 積載場所における空気中の水素濃度を計測するため の機器(空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆 型のものに限る。)を船舶に備えること。 二十五 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。 二十六 貨物の温度を計測するための機器(空気中の酸素が ない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。)を船 舶に備えること。 二十七 航海中、前号の温度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。 二十八 積載中、積載場所における空気中の水素濃度が1Vol %を超えた場合は、安全措置をとること。 二十九 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビ ルジを排出すること。 三十 積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安 全措置をとること。 三十一 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃 度を計測すること。 三十二 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の 粉じんは、すみやかに除去すること。 三十三 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこ

ペレット、冷間成 RON (B) Lumps, p

還元鉄 (B) (塊、 DIRECT REDUCED I | 一 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。) 、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類 卜) ded briquettes

形されたブリケッ ellets, cold-moul 及び腐食性物質(酸性のものに限る。)と別の船倉又は区 画に積載すること。

- 火薬類(等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。) と別の船舶に積載すること。
- 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
- 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
- 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。
- 六 貨物を、乾燥した状態に保つこと。
- 七雨中において船積みをしないこと。
- 八 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖 すること。
- 九 船積みに用いるコンベヤベルトは、積載場所から離れた 場所で作動させ、水又は汚れが付着していないことを確認 すること。
- 十 積載場所のハッチは風雨密であること。
- 十一 船積み前、船長は、非常時に従うべき安全手順のほか 、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところによ り次に掲げる事項を確認すること。
 - イ 船積みに適した貨物であること。
 - ロ 微細な貨物の重量が貨物の全重量の5%を超えないこと
 - ハ 水分が0.3%を超えないこと。
 - ニ 温度が摂氏65度を超えないこと。
 - ホ 貨物は濡れたことがないこと。
- 十二 船積みにおいては、ブリケットの破損及び微細な貨物 の発生を最小化するための措置をとること。
- 十三 貨物は残滓が加えられていない均質のものであること
- 十四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
- 十五 船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること
- 十六 船積み後、積載場所の通気口及び出入口その他の開口 部を閉鎖及び密閉すること。
- 十七 積載場所は、不活性化法により酸素濃度を5%未満とす ること。
- 十八 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長 の指示するところにより貨物を3日以上養生していることを 確認すること。
- 十九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止 し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措 置をとること。
- 二十 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
 - イ清掃すること。
 - ロ乾燥させること。
 - ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。

- 二十一 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護 眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 二十二 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸 火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表 示すること。
- 二十三 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火 気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁 止すること。
- 二十四 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの滞留に留意した安全措置をとること。
- 二十五 前号の措置を講ずる際に、固定式炭酸ガス消火設備 を使用しないこと。
- 二十六 陸揚げ時、濡れた貨物は速やかに陸揚げすること。
- 二十七 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸 局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認する こと。
 - イ 不活性化法により船倉が密閉されていること。
 - ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
 - ハ 船倉上部の水素濃度が0.2Vo1%以下に保たれていること。
- 二十八 積載場所における空気中の水素の濃度を計測するための機器(空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防 爆型のものに限る。)を船舶に備えること。
- 二十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。
- 三十 貨物の温度を計測するための機器(空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。)を船舶 に備えること。
- 三十一 航海中、前号の温度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。
- 三十二 積載中、積載場所における空気中の水素濃度が1Vol %を超えた場合は、安全措置をとること。
- 三十三 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。
- 三十四 積載中、貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安全措置をとること。
- 三十五 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。
- 三十六 陸揚げ中に降雨が生じた場合は、陸揚げを中断し、 積載場所を閉鎖し、空気中の水素濃度の計測を行うこと。
- 三十七 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の 粉じんは、すみやかに除去すること。
- 三十八 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。

副生物)

RON (C) (By-prod uct fines)

- 還元鉄 (C) (微粒 DIRECT REDUCED I 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。) 、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類 及び腐食性物質 (酸性のものに限る。) と別の船倉又は区 画に積載すること。
 - 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。) と別の船舶に積載すること。
 - 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
 - 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
 - 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。
 - 六 貨物を乾燥した状態に保つこと。
 - 七雨中において船積みをしないこと。
 - 八 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖 すること。
 - 九 船積みに用いるコンベヤベルトは、積載場所から離れた 場所で作動させ、水又は汚れが付着していないことを確認 すること。
 - 十 積載場所のハッチは風雨密であること。
 - 十一 船積み前、船長は、非常時に従うべき安全手順のほか 、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところによ り次に掲げる事項を確認すること。
 - イ 船積みに適した貨物であること。
 - 水分が0.3%を超えないこと。
 - ハ 温度が摂氏65度を超えないこと。
 - ニ 貨物は濡れたことがないこと。
 - 十二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
 - 十三 船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること
 - 十四 船積み後、積載場所の通気口及び出入口その他の開口 部を閉鎖及び密閉すること。
 - 十五 積載場所は、不活性化法により酸素濃度を5%未満とす
 - 十六 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長 の指示するところにより貨物を船積み前に30日以上養生し ていることを確認すること。
 - 十七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止 し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措 置をとること。
 - 十八 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
 - 清掃すること。
 - ロ乾燥させること。
 - ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
 - 十九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
 - 二十 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示

すること。 二十一 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火 気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁 止すること。 二十二 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場 合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に 留意した安全措置をとること。 二十三 前号の措置を講ずる際に、固定式炭酸ガス消火設備 を使用しないこと。 二十四 陸揚げ時、濡れた貨物は速やかに陸揚げすること。 二十五 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸 局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認する こと。 イ 不活性化法により船倉が密閉されていること。 ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。 ハ 船倉上部の水素濃度が0.2%体積以下に保たれているこ と。 二十六 積載場所における空気中の水素濃度を計測するため の機器(空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆 型のものに限る。)を船舶に備えること。 二十七 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。 二十八 貨物の温度を計測するための機器(空気中の酸素が ない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。) を船 舶に備えること。 二十九 航海中、前号の温度を定期的に計測し、計測記録を 船内に2年間保管すること。 三十 積載中、貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安 全措置をとること。 三十一 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビ ルジを排出すること。 三十二 積載中、積載場所における空気中の水素濃度が1Vol %を超えた場合は、安全措置をとること。 三十三 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃 度を計測すること。 三十四 陸揚げ中に降雨が生じた場合は、陸揚げを中断し、 積載場所を閉鎖し、空気中の水素濃度の計測を行うこと。 三十五 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の 粉じんは、すみやかに除去すること。 三十六 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこ 還元鉄(D) DIRECT REDUCED 一 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。)

(含水率2%以上 IRON(D) (By-pro

DIRECT REDUCED
IRON(D)
(By-product
fines with

・ 火薬類(等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。) 、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類 及び腐食性物質(酸性のものに限る。)と別の船倉又は区 画に積載すること。 of at least 2%)

- moisture content 二 火薬類 (等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。) と別の船舶に積載すること。
 - 三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。
 - 四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
 - 五 積載場所から可燃性物質を除去すること。
 - 六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置を講じること。
 - イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
 - ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。
 - (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
 - (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。
 - ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。
 - 七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の 指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。
 - イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。
 - ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。
 - ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
 - 八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを 記録すること。
 - 九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。
 - 十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降 雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。
 - 十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計 測し、記録すること。
 - 十二 船積み後、24時間以上待機するとともに、航海開始前 、船長は、次に掲げる事項を確認すること。
 - イ 船倉が密閉されていること。
 - ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
 - ハ 船倉上部の水素濃度が 1 Vo1%以下に保たれていること
 - 十三 積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安 全措置をとること。
 - 十四 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局 長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認するこ と。
 - イ 粒径が12mm以上の貨物の重量が貨物の全重量の3%以 下であること。
 - ロ 貨物の水分が2%以上であって、かつ運送許容水分値 を超えないこと。
 - ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。
 - 十五 船積み前、船長は、すべての作業従事者に貨物の危険

性を周知し、認識させること。

- 十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み 又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載 場所の水素濃度を1 Vo1%未満に保つこと。
- 十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに 酸素及び水素の濃度を計測することができる機器(空気中 の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る 。)を船舶に備えること。
- 十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合 は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留 意した安全措置をとること。
- 十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、 積載場所の水素濃度を1Vo1%未満に保つこと。ただし、通 風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしない こと。
- 二十 積載場所の水素濃度を0.2Vo1%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用できるものとすること。
- 二十一 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。
- 二十二 密閉された船倉内に自然通風装置を備えること。
- 二十三 積載場所の可燃性ガスは吸引排気により除去すること。
- 二十四 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止 するための措置をとること。
- 二十五 積載中、機械式通風装置が正常に作動しなくなった 場合には、安全措置をとること。
- 二十六 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。
- 二十七 航海中、貨物の温度並びに積載場所における空気中 の水素及び酸素の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内 に2年間保管すること。
- 二十八 悪天候又は通風装置の故障の発生の後には、前号の 計測の頻度を増やすこと。
- 二十九 積載場所の水素濃度が 1 Vol%を超えないように予防 措置をとること。
- 三十 ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビル ジを排出すること。
- 三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
- 三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vo1%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vo1

%以下になるまで通風すること。 三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の 粉じんは、すみやかに除去すること。 三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこ と。 三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防 止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための 措置をとること。 三十六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護 眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火 気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁 止すること。 三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない 、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場 所に積載すること。 四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風 雨密であること。 リン鉄(ブリケッ FERROPHOSPHORUS 一 水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五 トを含む。) (including briqu の規定により隔離すること。 食料及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別の船倉 ettes) 又は区画に積載すること。 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風 すること。 九 積載場所における空気中のリン化水素その他の引火性及 び毒性を有するガス濃度を計測するための機器(防爆型の ものに限る。)を船舶に備えること。 十 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内 に保管すること。 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに清掃すること。 フェロシリコン (| FERROSILICON wit | 一 水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五 ケイ素の含有量が h at least 25% b の規定により隔離すること。 | 25質量%以上30質 | ut less than 30% | 二 食料及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別の船倉 量%未満又は90質 silicon, or 90% 又は区画に積載すること。

量%以上のもの) or more silicon 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において船積みをしないこと。 六 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖 すること。 七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 船積み前、船長は、貨物が3日以上外気に通じた状態で覆 いをかけて保管したものであることを確認すること。 九 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第 六十三条により消防員装具として設置を義務付けられてい る自蔵式呼吸具に加え、自蔵式呼吸具を2以上、直ちに使用 できるよう準備すること。 十 通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中 の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための 機器(防爆型のものに限る。)を船舶に備えること。 十一 航海中、前号の濃度を少なくとも1日に3回計測し、計 測記録を船内に保管すること。 十二 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十三 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通 風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が 生じる場合においてはこの限りでない。 十四 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風する こと。 十五 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、 又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所 に積載すること。 十六 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火 の使用又は喫煙を禁止すること。 十七 携帯型の照明は、防爆型のものであること。 十八 陸揚げ前及び陸揚げ後から清掃前までの間に、積載場 所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること 十九 積載場所で作業を行う場合、水素、リン化水素及びヒ 化水素の濃度を30分おきに計測すること。 二十 積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.3ppm、ヒ化水 素濃度が0.05ppmを超えた場合、又は酸素濃度が18%未満に なった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。 二十一 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに清掃すること 蛍石(フッ化カル FLUORSPAR 一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載するこ シウム) と。 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で

	I	
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		② 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
粒状ニッケルマッ	GRANULATED NICKE	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
ト (水分が2%未	L MATTE (LESS TH	二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
満のもの。)	AN 2% MOISTURE C	三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	ONTENT)	るための措置をとること。
		四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
生石灰	LIME (UNSLAKED)	一 他の固体化学物質及び危険物と別の船倉又は区画に積載
		すること。
		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		四 雨中において荷役作業をしないこと。
		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		七 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
綿を落とした綿の	LINTED COTTON SE	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

	T	
実	ED	二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		三 雨中において荷役作業をしないこと。
		四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		 六 - 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中
		の酸素濃度を計測すること。
		七 積載場所のハッチは風雨密であること。
18.) (1.)//		八陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
	MAGNESIA (UNSLAK	一 他の固体化学物質及び危険物と別の船倉又は区画に積載
和のもの)	ED)	すること。
		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		四 雨中において荷役作業をしないこと。
		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		 八 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
 硫化金属精鉱	METAL CHIDHIDE C	一 自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十
伽化金偶相姒		
	ONCENTRATES	五の規定により隔離すること。
		二 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること
		0
		三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		 ② 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
		五 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部
		から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
		六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中
		の酸素濃度を計測すること。
		七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す

		るための措置をとること。
		こと。
		。 九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		十 航海中、積載場所を通風しないこと。
		十一 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		十二 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場
		日
		った。 の措置をとること。
		十三 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体(毒物のものに関え、) 並びに混合気体の濃度な影響は
		のに限る。)並びに混合気体の濃度を計測するための機器
		(空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。)
		を船舶に備えること。
		十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船
V - 7%		内に保管すること。
		一積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
	PHATE (M. A. P), M	
態で被覆された鉱		三 雨中において荷役作業をしないこと。
物質)	COATING	四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		七 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九 航海中、積載場所を通風しないこと。
		十 航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水
		分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入ら
		ないことを定期的に確認すること。
		十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
リン酸二水素カル	MONOCALCIUMPHOSP	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
シウム	HATE (MCP)	運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
		ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
		閉鎖すること。
	l	<u> </u>

	T	T
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		│ │ その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		 六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
		七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
		、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
		措置をとること。
		八 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること
		•
ピートモス	PEAT MOSS	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		二 船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保
		つこと。
		三 雨中において荷役作業をしないこと。
		四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		│ │ イ 清掃すること。
		ロー乾燥させること。
		七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		うんめの指揮をとること。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測
		すること。
		十 貨物の表層以外の通風をしないこと。
石油コークス(か	PETROLEUM COKE (一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
焼又は生のもの)	calcined or unca	二 火薬類 (等級が1.1及び1.5のものに限る。) と船首尾方
	lcined)	向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。
		三 危険物(前号にあたるものを除く。)と一船倉又は一区
		画以上離して積載すること。
		四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		五 燃料油その他の引火点が摂氏93度未満の物質が入ってい
		るタンクの上の船倉に温度が摂氏55度以上の貨物を船積み
		する場合は、温度が摂氏44度以下の貨物を当該船倉下部に
		床面から高さ0.6m以上積載すること。
		六 前号の場合であって、貨物の高さが1.0mを超える場合、
		温度が摂氏44度以下の貨物の層を船倉下部に床面から高さ0
		.6m以上1.0m以下となるよう積載すること。

		七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		八 船積み前、貨物の温度が摂氏107度以下であることを確認
		すること。
		九 積載場所及び当該場所に隣接する区画では、貨物が高温
		である旨の表示を目立つ場所に掲示すること。
ピッチプリル	PITCH PRILL	一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
		規定により隔離すること。
		二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		三 加熱されるタンクに隣接する船倉に積載しないこと。
		四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		 五 荷役作業者は必要最小限とし、貨物の危険性を認識させ
		ること。
		一
		七 荷役作業中、居住区域への通風を行わないこと。
		八 貨物の表層以外の通風をしないこと。
		九 船積み後、積載場所のハッチを密閉すること。
		十 航海中、積載場所の結露を定期的に監視すること。
		-
		十一 貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること
I+ . D. 74+ 11 . MI. Ab	DVDIMDG GALGIVE	
焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINE	
	D (Calcined Pyri	
	tes)	とすること。
		三 雨中において船積みをしないこと。
		四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖
		すること。
		五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		七 積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板
		を設置する場合には、当該場所の天井板とハッチの間に貨
		物が入ることを防止するための措置をとること。
		八 積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するため
		の措置を講じること。
		九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
おがくず	SAWDUST	一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
, , ,		規定により隔離すること。
		一 酸化性物質及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別
		の船倉又は区画に積載すること。
		∨加石入は△四に頂戦りる〜С。

三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九 船積み前、船長は、貨物が清浄で乾燥した状態であり、 かつ、油分を含まないことを確認すること。 十 貨物の表層以外の通風をしないこと。 シードケーキ及び SEED CAKES AND 0 一 自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十 油分の多い植物を THER RESIDUES OF 五の規定により隔離すること。 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 処理した残滓 PROCESSED OILY VEGETABLES 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉 鎖すること。 六 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。 七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 船積み前、貨物の温度が周囲温度に10度加えた温度又は 摂氏55度のいずれか低い方の温度より低いことを確認する こと。 九 船積み前、貨物を養生すること。 十 粉じん爆発の危険を避けるため、貨物の引火につながる 作業を禁止すること。 十一 送風機を接地すること。 十二 配管は電気的に接続するか、又は接地すること。 十三 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計 測すること。 十四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼 鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十五 航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること 十六 貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。 十七 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合 には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入するこ ے ج 十八 前号の規定にかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険が ある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他 不活性ガスの使用を禁止すること。 十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、

又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所

	に積載すること。
	二十 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレー
	ムアレスタを装備すること。
	二十一 貨物の表層以外の通風をしないこと。
	二十二 積載場所のハッチは風雨密であること。
シリコマンガン (SILIC	CO-MANGANESE 一 水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五
低炭素) (low	r carbon) の規定により隔離すること。
	二 食料及び腐食性物質(液体のものに限る。)と別の船倉
	又は区画に積載すること。
	三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
	四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
	五 雨中において船積みをしないこと。
	六 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖
	すること。
	七 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	八 船長は、貨物が3日以上外気に通じた状態で覆いをかけて
	保管したものであることを確認すること。
	九 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の
	使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示す
	ること。
	十 貨物は、電気機器及び電線が良好な状態であり、短絡の
	防止及びスパークからの保護のための措置がとられている
	場所に積載すること。
	十一 貨物は、電線及び導管の貫通部を貨物から発生するガ
	スが通過しないように密閉された場所に積載すること。
	十二 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素及び毒性
	ガスの濃度を計測すること。
	十三 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通
	風すること。
	十四 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体(可燃性物
	質類に限る。)の濃度を計測するための機器(空気中の酸
	素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。)
	を船舶に備えること。
	十五 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船
	内に保管すること。
廃棄物由来の紙、 SOLID	DIFIED FUELS 一 船積み前、船長は、貨物が危険物に該当しないことを確
プラスチックなど RECYO	CLED FROM P 認すること。
を原料とする固形 APER A	AND PLASTIC 二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
化燃料S	三 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の
	使用又は喫煙を禁止すること。
	四 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際
	は当該場所を十分換気すること。
	五 航海中、積載場所を通風しないこと。
	六 航海中、積載場所への立ち入りは禁止すること。

		七 船倉への立ち入り前、ハッチを開放し充分に換気をする
		こと。
さとうきびバイオ	SUGARCANE BIOMAS	一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
マスペレット	S PELLETS	規定により隔離すること。
		二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		四 雨中において荷役作業をしないこと。
		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
		、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100
		ppm未満になるまで禁止すること。
		八 貨物への接近又は接触を避けること。
		九 高熱を発する照明は使用しないこと。
		 十 荷役作業及び清掃中、高濃度の粉じんの発生を防止する
		ための措置をとること。
		十一 航海中、積載場所を通風しないこと。
		十二 積載場所のハッチは風雨密であること。
過リン酸石灰(三	SUPERPHOSPHATE (一 アルカリ及び尿素と別の船倉又は区画に積載すること。
方晶系)〔重過リ	triple, granular	二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
ン酸石灰(三方晶)	三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
系)]		四 雨中において荷役作業をしないこと。
		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
		るための措置をとること。
		八 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
		こと。
		九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		十 航海中、積載場所を通風しないこと。
		十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
タンケージ	TANKAGE	一 自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十
		五の規定により隔離すること。
		二 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
		三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
		五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
		イ 清掃すること。
		ロ 乾燥させること。
		ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
		六 船積み前、貨物の温度が摂氏38度以下であることを確認
	1	

	すること。
	七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	るための措置をとること。
	八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
	九 航海中、貨物の温度を毎日計測し、記録すること。
バナジウム鉱石 VANADIUM ORE	一 毒物に該当するものとして、危告示別表第十五の規定に
	より隔離すること。
	二 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
	三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	るための措置をとること。
	五 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
	こと。
	六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
木材チップ WOODCHIPS	一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
	規定により隔離すること。
	二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	三 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
	、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること
	•
	四 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者
	は、酸素濃度を計測するための機器を装着し、常時計測す
-Little of the Mood Prince	ること。
	CON 一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
	ITIVE 規定により隔離すること。 NDERS 二 積載場所を清掃し、かつ、乾操させること。
結合剤を含むもの S AND/OR BIN 。)	三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
· /	四 雨中において荷役作業をしないこと。
	五荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
	鎖すること。
	七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
	、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100
	ppm未満になるまで禁止すること。
	八 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者
	は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装
	着し、常時計測すること。
木材ペレット(添 WOOD PELLETS	NOT 一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
加物及び(又は) CONTAINING	ANY 規定により隔離すること。
結合剤を含まない ADDITIVES AM	ND/OR 二 積載場所を清掃し、かつ乾操させること。
もの。) BINDERS	三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
	四 雨中において荷役作業をしないこと。

		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。

		七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
		、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100
		ppm未満になるまで禁止すること。
		八 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者
		は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着し、常時計測すること。
原木	LOGS	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
パルプ材	PULP WOOD	二 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
丸太	ROUNDWOOD	、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること
	1100112 11002	、
製材	SAW LOGS	。 三 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者
木材	TIMBER	は、酸素濃度を計測するための機器を装着し、常時計測す
		は、敗糸候及を前側するための機能を教有し、市時前側すること。
	WOOD TORREFIED	- 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の
焙炒木材	WOOD TORKEFIED	
		規定により隔離すること。
		二積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
		四雨中において荷役作業をしないこと。
		五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉
		鎖すること。
		六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 (Authority No. 2017) 1975 1975 1975 1975 1975 1975 1975 1975
		七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
		その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		八 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは
		、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100
		ppm未満になるまで禁止すること。
		九 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る者
		は、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装
		着し、常時計測すること。
		十 積載場所のハッチは風雨密であること。
酸化亜鉛濃縮煙じ	ZINC OXIDE ENRIC	一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
λ	HED FLUE DUST	二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
		三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
		運送する場合は、以下の措置を講じること。
		イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
		ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
		げる場合においては、この限りでない。
		(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
		中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
		運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
		(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

- ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。
- 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
- 五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。
- 六 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
 - イ清掃すること。
 - ロ乾燥させること。
 - ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
- 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡 その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 八 航海中、積載場所を通風しないこと。
- 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。
- 十 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
- 十一貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合 、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための 措置をとること。
- 十二 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載 場所を十分に清掃すること。

別表第2 (第2条第2項及び第3項関係)

別衣弟 2 (弟 2 余弟 2 頃及 O 弟 3 頃 品名	積載の方法
アスファルトピッチ	一 常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。
	二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	三 貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。
	四貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
74 H 1.44	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
再利用木材	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	二 荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損
	傷しないよう船積みすること。
	三 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域へ立ち入る場
	合は、空気中の酸素濃度を確認すること。
	四 陸揚げ前、鋭利な破片が存在することを周知すること。
	五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
シュレッダーダスト	一 可燃物と別の船倉に積載すること。
	二 貨物の高さが3mを超える積載をしないこと。
	三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	四 積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること
	0
	五 船積み後、防水シート等で貨物を覆うこと。
	六 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際は、
	酸素欠乏の危険性に留意し、その旨を目立つ場所に表示す
	ること。
	七 陸揚げ前、積載場所を十分に通風すること。
焼却灰 (改質品)	一 貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。
	二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	るための措置をとること。
	四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
	こと。
	 五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
水酸化カルシウム(消石灰)	一 強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と別の船倉に積
	載すること。
	二 積載場所を清掃すること。
	三貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
	四 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げ
	る場合においては、この限りでない。
	イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中
	において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送
	許容水分値を超えるおそれがない場合。
	口積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉

	鎖すること。
	七 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。
	イ清掃すること。
	ロー乾燥させること。
	ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。
	八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を使用すること。
	九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
	十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	措置をとること。
石炭灰固化体	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
溶融スラグ	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で
	運送する場合は、以下の措置を講じること。
	イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
	ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲
	げる場合においては、この限りでない。
	(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨
	中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が
	運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
	(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
	ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを
	閉鎖すること。
	二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端
	部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。
	三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止す
	るための措置をとること。
	四 ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆う
	こと。
	五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡
	その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
	六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。
	七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
	八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合
	、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための
	措置をとること。